

GLOBALG.A.P.



管理点と適合基準

加工・流通過程の管理

日本語版第 5.0 版 (日本語版 参考訳疑わしい点については、英語版を参照のこと)

発効日 : **2014 年 12 月 15 日**

完全移行日 : **2015 年 6 月 15 日**

序文: GLOBALG.A.P.加工・流通過程の管理

管理の目的は、サプライチェーン全体で GLOBALG.A.P.の認証ステータスを保護することである。

GLOBALG.A.P.加工・流通過程の管理 (CoC) 認証基準とは、サプライチェーン全体で区分管理とトレーサビリティを確保するための基準である。GLOBALG.A.P.加工・流通過程の管理は食品安全認証ではなく、「GLOBALG.A.P.認証品」として販売されている生産物が GLOBALG.A.P.認証を受けた生産者または生産者グループに由来していることを確実にすることを目的に制定された。GLOBALG.A.P.認証を受けた生産者・配合飼料の生産者と加工・流通過程の管理認証を受けた事業者のみが事業者間取引において GLOBALG.A.P.認証品である旨の文言を使用することができる。

CoC 認証の主要概念：

1. **識別。**各事業者は GLOBALG.A.P.データベースに登録され、個別の GGN または CoC 番号の交付を受ける。
2. **入力チェック。**事業者は購入品の認証ステータスと供給者の証明書の有効性をチェックする。
3. **ラベリング。**各認証事業者は生産物に独自の CoC 番号もしくは生産者の GGN、またはその両方のラベルを貼り、取引（販売）書類において GLOBALG.A.P.認証品を識別する。
4. **トレーサビリティ制度。**CoC 認証事業者は、認証品と非認証品の混在を避けるシステムを持ち、トレーサビリティを確保し、マスバランスを示す。
5. **マスバランス。**CoC 認証事業者はマスバランスを通してシステムの正当性を確認する。
6. **認証。**認証は GLOBALG.A.P.が承認し、認定された独立認証機関が行う。

適用範囲

CoC 認証の適用範囲はサプライチェーン全体であり、作物、家畜、水産養殖、動物飼料に適用可能である。CoC 基準は、GLOBALG.A.P.認証品の取り扱いもしくは取引、またはその両方を行うあらゆる事業者（梱包業者、取引業者、加工業者、ブローカー、卸売業者、食肉処理業者、物流業者、外部委託業者、小売流通センター等）に適用可能である。

事業者が GLOBALG.A.P.認証品である旨の文言を使用するには、前段階の生産、取り扱い、取引を含めたサプライチェーン全体に GLOBALG.A.P.基準が適用されていなければならない。GLOBALG.A.P.認証品の取り扱いや加工を外注している場合、GLOBALG.A.P.認証品である旨の文言を使用するには外注の作業やユニットも同様に監査を受けなければならない。GLOBALG.A.P. IFA と動物飼料基準では既にトレーサビリティと区分管理について規定されているため、それらの基準で触れられているプロセスについては本 CoC 基準で必ずしも触れる必要はない。トレーサビリティ制度だけでは食品安全の達成には不十分である。CoC 認証事業者は、本基準において食品安全の要求が同時に満足されると主張してはならない。

トレーサビリティ制度

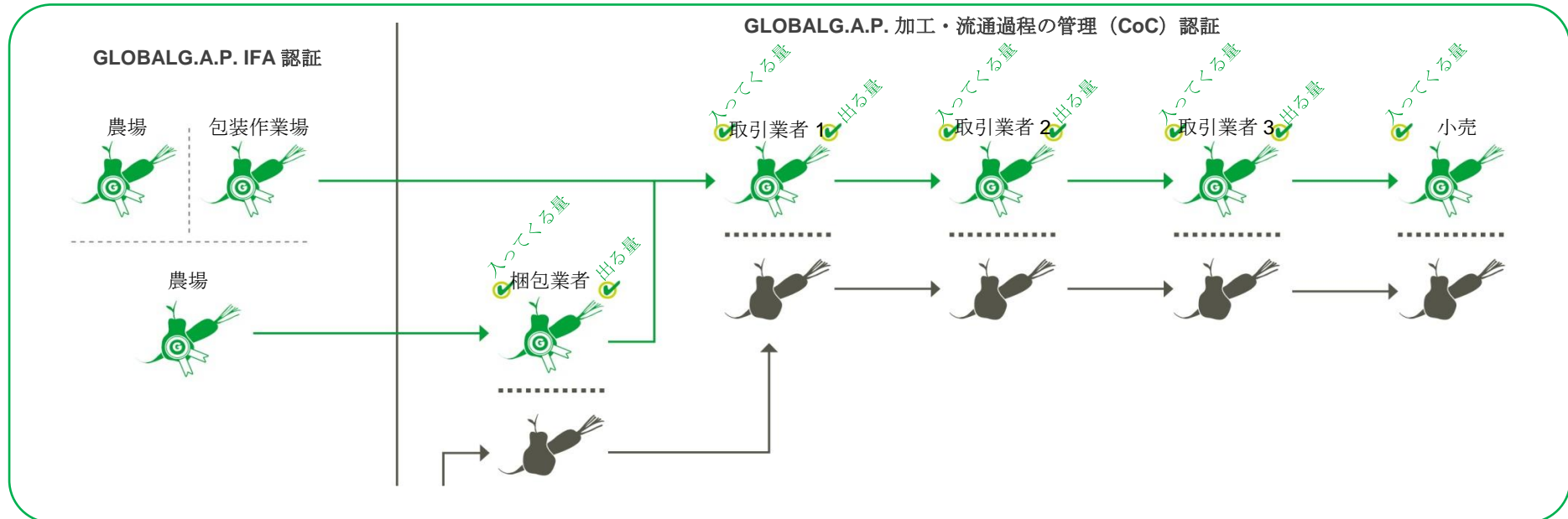
トレーサビリティ制度とは、ある商品とその原料について、生産と利用チェーンの全体またはその一部を通じて、要求される情報の維持が可能なデータと作業の完全なシステムを意味する。トレーサビリティ制度は、必要時に生産物の回収またはリコールを行う能力に貢献する。これらの要求の目的は、GLOBALG.A.P.認証品として販売されている生産物がGLOBALG.A.P.認証農場に由来する材料で製造されていることを確実にすることである。実施されるトレーサビリティ制度は、規制、生産物の特性、顧客の仕様に影響を受ける。

加工・流通過程の管理認証の申請事業者は、認証機関から 13 桁の CoC 番号の交付を受ける。この番号は、本加工・流通過程の管理基準に加え、既に申請した、事業者のトレーサビリティ制度に基づいて使用し、実施する。

販売時には、生産物および最終梱包段階で「CoC」および「GGN」の後に 13 桁の番号がついたものを使用することができる。生産物に GGN または CoC 番号のラベリングを行う法人は、GLOBALG.A.P.認証（総合農場保証、種苗、配合飼料または本 CoC）または CoC と同等と GLOBALG.A.P.が認めたその他の基準の認証を保持していなければならない。

CoC 認証事業者は、GLOBALG.A.P.データベースで供給者の GGN または CoC 番号を用い、現在の認証ステータスを確認することで供給者の GLOBALG.A.P.認証の有効性を確認しなければならない (www.globalgap.org/search)。

原則



加工・流通過程の管理の原則



GLOBALG.A.P.データベースで認証品全てが認証された入手元から購入されたものか確認する



認証品と非認証品の文書区分管理



認証品の販売量の明確な識別

基準スキーム文書

1. 基準を管理する規則を定めた GLOBALG.A.P.加工・流通過程の管理 (CoC) 一般規則 (GR)
2. GLOBALG.A.P.加工・流通過程の管理 (CoC) 管理点と適合基準 (CPCC) とは、事業者が適合を求められ、スキームの各要求にどのように適合するかを詳細に説明した基準。
3. GLOBALG.A.P.加工・流通過程の管理 (CoC) チェックリストは、外部監査で用いられ、年次内部監査の要求を満足するために使用する。
4. 認証機関と CoC 認証を申請する事業者間で交わすサブライセンスと認証合意。

独立検証

生産者、梱包業者、取引業者、加工業者、ブローカーまたは卸売業者は、GLOBALG.A.P.が承認し、認定した認証機関から独自の認証を通じて GLOBALG.A.P. CoC 認証を受領する。GLOBALG.A.P.が承認した認証機関のリストは www.globalgap.org で閲覧可能である。登録と認証手続きの方法については GLOBALG.A.P.加工・流通過程の管理一般規則を参照のこと。

要求レベル

GLOBALG.A.P.加工・流通過程の管理一般規則に記載のとおり、全管理点（10、11、12章は除く）は上位の義務であり、適合が求められる。11、12章は水産養殖にのみ適用可能で、下位の義務が含まれている。上位の義務には太字の大文字「M」、下位の義務には小文字の「m」、推奨事項には大文字の「R」がつく。

考えられる回答は、適合（はい）、不適合（いいえ）または適用除外である。適合基準で「適用除外禁止」とされている管理点については適用除外という回答は不可とする。

本文書において使用される「shall」は、「must」のような義務のある状況を示す際に用いられる。

定義

本文書で使用されている用語の定義を明確にするには、GLOBALG.A.P.ウェブサイト上で発行されている GLOBALG.A.P.用語集を参照のこと。本文書には、用語集の定義に加えて下に記載する定義も適用可能である。「certified」は、「GLOBALG.A.P.certified」と同義で用いられている。

免責条項

FoodPLUS GmbH 内 GLOBALG.A.P.および GLOBALG.A.P.認証機関は、本基準による認証品の食品安全について法的な責任を負わない。

著作権

© Copyright: FoodPLUS GmbH 内 GLOBALG.A.P.: Spichernstr. 55, 50672 Köln (Cologne); Germany、全基準文書を含む。変更のない形式でのみ複製および配布を許可する。GLOBALG.A.P.について必ず言及すること。

N°	管理点	適合基準	レベル
	加工・流通過程の管理		
COC 1	自己評価		
	当該事業者は、定期的に社内自己評価を実施しなければならない。		
CoC 1.1	当該事業者は、本加工・流通過程の管理基準に照らした自己評価を年に一度以上実施し、社内自己評価を文書化し、記録しているか。	年に一度の社内自己評価で、認証品を取り扱っている、あるいは処理している全てのプロセスとサイトを評価している。社内評価は当該事業者の責任の下に実施されている。適用除外禁止。	M
CoC 1.2	自己評価の結果として、有効な是正または是正処置が取られているか。	有効な是正または是正処置が記録され、実施されている。	M
COC 2	管理責任		
	当該事業者は、関係する作業員全員に訓練を受けさせなければならない。		
CoC 2.1	本加工・流通過程の管理基準の管理者を指名しているか。	被指名者、その責任と権限を明確にし、記録しなければならない。適用除外禁止。	M
CoC 2.2	本加工・流通過程の管理基準の実施に関わる作業員全員が適格であり、訓練を受けており、彼らの職務についての指示が記録されているか。	本基準の実施に関わる作業員が明確にされ、要求される適性と作業員の訓練が記録され、訓練記録と作業指示文書が維持されている。適用除外禁止。	M
COC 3	購入量の検証		
	当該事業者は、GLOBALG.A.P.認証品として購入した品全てが真にGLOBALG.A.P.認証入手元から供給されていることを確認しなければならない。		
CoC 3.1	認証品の供給者を承認・管理するための手順と記録が存在するか。	当該事業者は、CoC 認証供給者（GLOBALG.A.P.認証品の承認供給者）の最新リストを維持している。適用除外禁止。	M
CoC 3.2	生産物の納品時、認証品の全供給者がGLOBALG.A.P.認証を受けているか。	当該事業者は、GLOBALG.A.P.データベース（ www.globalgap.org/search ）でGLOBALG.A.P.認証品供給者全てのGGNとCoC番号を検証しなければならない。これは、生産者または生産者グループのGGN、またはCoC認証事業者のCoC番号である場合がある。検証においては当該生産物の販売時に有効なGLOBALG.A.P.認証ステータスを確認する。適用除外禁止。	M

N°	管理点	適合基準	レベル
CoC 3.3	受領した認証品の各バッチについて検証プロセスが存在するか。	当該事業者は、供給者が各バッチについて GLOBALG.A.P. 認証ステータスを宣言し、GLOBALG.A.P. 認証品を明確にしているかを確認しなければならない。認証品に添付された取引文書（売上請求書等）やその他の関連文書には、生産品の GLOBALG.A.P. のステータスを記載し、それが加工・流通過程の管理認証保有者が発行したものであれば CoC 番号も含める。取引文書に識別があるだけでよい（例：「GLOBALG.A.P 認証品<商品名>」）。非認証品を非認証品として識別する必要はない。適用除外禁止。	M
CoC 3.4	生産者の認証に記載された販売先国をチェックし、その品が実際に販売される販売先国と一致しているか。	生産者の認証に記載された販売先国が、その品が実際に販売される販売先国と一致しない場合、事業者は当該顧客に連絡し、追加手段を取らなければならない。 追加手段とは、その品が販売先国の法的制限を超えていないか検証するための抜き取り検査や研究所での分析である。 生産者の認証に記載された販売先国は、生産者の GGN を用いて www.globalgap.org/search でチェック可能である。	M
CoC 4	区分管理		
	<i>当該組織は、GLOBALG.A.P. 認証品と非認証品の混在リスクがある場合、全活動を識別し、管理しなければならない。</i>		
CoC 4.1	加工・流通過程の管理基準に関する全ての場所と活動について、手順と作業指示が定められ、記録され、維持されているか。	手順と作業指示は作業規模に適したものでなければならない。文書では、加工・流通過程の管理基準に関する全ての場所と活動を識別し、リストアップし、管理しなければならない。適用除外禁止。	M
CoC 4.2	生産者または認証品の供給者が明確に識別され、作業のいずれの段階においてもトレース可能になっているか。	当該事業者は、全ての認証品について作業のいずれの段階（受領、取り扱い、梱包、加工、保管、発送等）においても生産者（入手元）または CoC 認証供給者を特定できなければならない。適用除外禁止。	M
CoC 4.3	認証品と非認証品の生産工程と保管は区分管理されているか。	認証品と非認証品の生産工程と保管が区分管理されている。	M

N°	管理点	適合基準	レベル
COC 5	記録とデータ／手順の文書化		
	当該事業者は、加工・流通過程の管理の全要求事項への適合を示す文書を有していなければならない。これには、加工・流通過程の管理手順の文書を含む。事業者は、加工・流通過程の管理に関する全記録を確実に作成し、使用し、維持しなければならない。		
CoC 5.1	加工・流通過程の管理に関する全手順が有効に実施されていることを示す記録があるか。	事業者は、CoC 手順が実施されていることを示す。詳細で一貫性があり、真正で読みやすい記録を作成しなければならない。適用除外禁止。	M
CoC 5.2	全ての記録が 2 年以上、または生産物の保存可能期限到来後 1 年のいずれか長い方の期間維持されているか。	全ての記録が 2 年以上、または生産物の保存可能期限到来後 1 年のいずれか長い方の期間維持されていない。適用除外禁止。	M
CoC 5.3	記録は、バッチレベルのトレーサビリティが検証でき、マスバランスの計算ができるものであるか。	数量や日付を示す記録には少なくとも以下の項目が含まれていなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 承認供給者の一覧とそれらの GGN または CoC 番号 - 発注書、契約、送り状、入荷品受領検査記録、配達受領書、購入量等を記載した購入記録。 - 原材料、保管品、完成品とその数量を記載した在庫記録。 - 商品化率と廃棄される生産物の量。 - 製造記録。 - 受注書、事業者が発行した売上請求書、日付を記載した送付情報、当該バッチまたはロットの送り先となる顧客、数量および配送記録。 - 輸送業者または発送業者の詳細。 適用除外禁止。	M
COC 6	認証出荷品とラベリング／表示		
	当該事業者は、認証品として販売されるものが認証品として識別可能であることを確実にしなければならない。		
CoC 6.1	GLOBALG.A.P.の文言、商標またはロゴ、GGN (GLOBALG.A.P.番号)、CoC番号は、GLOBALG.A.P.一般規則、サブライセンス、認証契約に基づいて使用されているか。	GLOBALG.A.P.の文言、商標またはロゴは、最終生産物もしくは消費者向け梱包、または販売時に記載してはならないが、事業者間取引における連絡時については認証保持者がそれらのいずれかまたは全てを利用することは可能である。適用除外禁止。	M
CoC 6.2	認証品の注文に対し、認証品のみを発送する手順と作業指示が存在するか。	認証品の注文に対し、認証品のみを発送する手順と作業指示が存在する。適用除外禁止。	M

N°	管理点	適合基準	レベル
CoC 6.3	認証品に関する取引文書には、CoC 認証保持者の CoC 番号と、当該生産物が GLOBALG.A.P. 認証品であると記載されているか。	認証品の販売に関する取引文書（売上請求書、その他売上に関するもの、発送文書等）には、「CoC」の後に、加工・流通過程の管理認証保持者の CoC 番号と、当該生産物の GLOBALG.A.P. 認証ステータスに関する言及が含まれていなければならない。取引文書に識別があるだけでよい。非認証品の取引文書には、CoC 番号や認証品である旨を記載したりしてはならない。別紙 I を参照のこと。	M
CoC 6.4	生産者の GGN が生産物のラベルまたは梱包に記載されている場合、入手元となる生産者の証明書の有効性を確認するシステムが存在するか。	生産者の認証ステータスは、GGN を用いて GLOBALG.A.P. データベース (www.globalgap.org/search) で確認できる。生産者の認証は、生産物に GGN のラベルが貼られ、認証品として販売された時点においてもまだ有効である。GGN はロットまたはパッチ番号とも関連付けられることがある。事業者が生産物に生産者（入手元）の GGN のラベルを貼っていない場合は適用除外となる。	M
CoC 6.5	生産物の梱包またはラベルに使用されている CoC 番号と GGN は本基準の要求を満たしているか。	ラベルには認証の種類を明確に識別して記載しなければならない。生産者および生産者グループの場合は最初に「GGN」、その後ろに 13 桁の数字、フードチェーンのその他の参加者（梱包業者、取引業者、ブローカー等）には最初に「CoC」、その後ろに 13 桁の数字を付けたものを使用する。 完成品が GLOBALG.A.P. 認証品として販売されておらず、それ以上認証状態についての言及がないなど、事業者が GGN または CoC 番号を用いたラベルを使用していない場合を除き適用除外禁止。	M

N°	管理点	適合基準	レベル
CoC 6.6	GLOBALG.A.P.認証品として販売される場合、全ての完成品にトレーサビリティコードと事業者の CoC 番号を記載したラベルが貼られているか。	<p>事業者の CoC 番号ラベルは生産物に貼付されるが、トレーサビリティコード（6.5 に加え）は個々にラベル表示される最小包装単位上に印刷されていなければならない。GLOBALG.A.P.による事前の書面による承認があれば場合に応じて例外が認められる。これには、認証品に由来する副産物を含む。</p> <p>事業者は、ラベルに記載されたトレーサビリティコードと認証入手元（CoC 認証供給者もしくは認証生産者・生産グループ、またはその両方）とを関連付けられるようにしておかなければならない。</p> <p>完成品が GLOBALG.A.P.認証品として販売されておらず、それ以上認証状態についての言及がない場合は適用除外となる。</p> <p>生産物を最初に梱包し、ラベリングする<u>第一梱包業者</u>は、個別にラベリングされる最小梱包単位について、生産者（入手元）の GGN 全てを識別できるようにしておかなければならない。この際、生産物に生産者の GGN か、GGN に関連付けられるトレーサビリティコードをラベリングする。適用除外禁止。</p>	M
CoC 6.7	本 CoC 基準に関連する追加の顧客ラベリング仕様に従い、適合しているか。	本 CoC 基準に関連する追加の顧客（小売業者等）ラベリング仕様に従い、適合している。ラベリング仕様にはトレーサビリティに関連する最終製品ラベルに記載する追加情報を含めてもよい。	M

N°	管理点	適合基準	レベル
CoC 6.8	複数原材料を使用した生産物全てに正しい GGN と CoC 番号がラベリングされているか。	<p>認証可能な原材料が全て（100%）GLOBALG.A.P. 認証品である場合、複数原材料を使用した生産物には、当該複数原材料生産物のラベリングを行った CoC 認証事業者のトレーサビリティコードと、「CoC」の後ろに CoC 番号を付けたものをラベリングする。このトレーサビリティコードから、ある生産物（原材料）について GLOBALG.A.P. 認証入手元（GLOBALG.A.P. 認証供給者または GLOBALG.A.P. 認証生産者または生産者グループである場合もある）までトレース可能である。</p> <p>認証可能な原材料の全てが GLOBALG.A.P. 認証品ではない（100%未達）場合、異なる生産物（原材料）それぞれの生産者または供給者の GGN を明記しなければならない。</p> <p>異なる生産物（原材料）の入手元は明確に区分しなければならない。</p> <p>例：パンガシウス（生産者#1 GGN）、ティラピア（生産者#2 GGN）、加工業者と梱包業者の CoC 番号を追加しなければならない。</p> <p>GLOBALG.A.P. 認証入手元からの生産物（原材料）のみが GGN で識別可能である。</p> <p>認証可能な原材料とは、公式 GLOBALG.A.P. 生産物リストに記載された生産物である。（農産物、畜産物、水産養殖）</p> <p>GLOBALG.A.P. 認証品とラベリングされた複数原材料生産物がない場合は適用除外となる。</p>	M
CoC 7	マスバランス		
	当該事業者は、一貫したマスバランスを証明しなければならない。		
CoC 7.1	入ってくる生産物の数量を全て正確に記録し、定期的にまとめてマスバランス監査に備えているか。	入ってくる認証品と非認証品の数量は全て記録し、最新のを計算している。適用除外禁止。	M
CoC 7.2	マスバランスの計算に用いる換算率は計算し、検証し、記録されているか。	関連する取り扱いプロセスに使用する換算率を計算しなければならない。生産物のロスまたは無駄になる数量は検証しなければならない。換算が不可能またはロスが起こり得ない場合は適用除外となる。	M

N°	管理点	適合基準	レベル
CoC 7.3	認証品の販売数量は記録してまとめ、認証品の入ってくる量と出る量の一貫性を示すマスバランス計算ができるようになっているか。	<p>GLOBALG.A.P.認証品の販売数量は記録してまとめ、同時期に入ってきた認証品との比較をしやすくする。マスバランス計算は、認証品の購入と販売との一貫性を示す。</p> <p>認証品、非認証品、出納品、保管品の数量（容量または重量の情報を含む）は、マスバランス検証プロセスを容易にするため、記録してまとめを維持しておかなければならない。ロス、目減り、受取拒否または返品などの影響要因を考慮しなければならない。</p> <p>マスバランス検証の頻度は作業の規模に応じて決めるが、一生産物当たり年に一度以上は行う。マスバランスを示す文書もしくは記録、またはその両方は明確に識別可能にしておかなければならない。</p> <p>認証品の販売量 ≤ 入ってきた認証品 - 換算ロス - 保管量 適用除外禁止。</p>	M
COC 8	苦情と不適合		
当該事業者は、効率的な苦情処理と是正措置手順を実行する力量を有していなければならない。			
CoC 8.1	本 CoC 基準に関する不適合と苦情が適切に記録され、調査され、フォローアップ（対処措置の記録も含め）されるような苦情処理と是正措置手順の文書があるか。	<p>本 CoC 基準に関して寄せられた苦情もしくは不適合、またはその両方が全て記録され、フォローアップできるような苦情処理手順文書がある。</p> <p>GLOBALG.A.P.関連生産物またはサービスについての苦情もしくは不適合、またはその両方に対して取られた措置は文書に残す。適用除外禁止。</p> <p>（事業者が、GFSI が承認した有効な農場出荷後認証を有している場合、この点は適合しているとみなされ、「はい」と回答することができる。）</p>	M

N°	管理点	適合基準	レベル
COC 9	リコールと回収手順		
	事業者は、効率的なリコールと回収手順を運用する力量を有していなければならない。		
CoC 9.1	当該事業者は、認証品の市場からの回収／リコールの管理と開始方法についての文書を有し、その文書は年に一度テストされているか。	<p>文書化された手順は当該事業者が利用できるものでなければならない。その文書には、回収／リコールに至った出来事の種類、生産物の回収／リコールについて決断を下した責任者、顧客と GLOBALG.A.P. 認証機関への通知方法、公開されている 24 時間 365 日対応可能な緊急連絡先の詳細、在庫調整の方法について記載する。効果維持のため、手順は一年に一度テストする。これは模擬試験であり、記録を残さなければならない。適用除外禁止。</p> <p>(事業者が、GFSI が承認した有効な農場出荷後認証を有している場合、この点に適合しているとみなされ、「はい」と回答することができる。)</p>	M
CoC 9.2	当該事業者は、法的制限超過の管理手順を記録しているか。	法的制限（残留農薬等）を超えた場合、当該事業者は、調査、修正措置、各段階の隔離、供給者・生産者（入手元）、認証機関への連絡を含む、全ての段階の最新の記録を残さなければならない。	M
COC 10	食品安全制度		
	水産養殖と畜産（肉、牛乳）のみに適用可能。		
CoC 10.1	当該組織は、本 CoC 検査時に食品安全システムを有しているか。	<p>本 CoC 検査において、生物に由来し、認証畜産業者、水産養殖業者から供給される生産物を加工する当該事業者のサイトまたは場所は、本 CoC 検査時に GFSI が承認した食品安全システムに基づいて認証を受けなければならない。</p> <p>(当該事業者が、GFSI が承認した有効な農場出荷後認証を有している場合、この点に適合しているとみなされ、「はい」と回答することができる。)</p>	R

N°	管理点	適合基準	レベル
COC 11	捕獲から加工までの輸送条件 (水産養殖のみ)		
	<i>捕獲から加工までの輸送条件 (11 節は水産養殖のみ適用)</i>		
CoC 11.1	梱包と発送の方法		
CoC 11.1.1	生産物取り扱い単位 (PHU) または加工場への輸送について、魚は取り扱い中の汚染を防ぐ清潔な状況 (容器またはパイプ) で輸送されるか。取り扱い中の魚の損失や漏出を防ぐための蓋を固定しているか。	全てのサイトで検査を行えるようにしておかなければならない。検査に備えて清掃記録を準備しておかなければならない。作業者はインタビュー時に認識を示せなければならない。適用除外禁止。	M
CoC 11.1.2	魚を処理した後、氷水と同じ温度までできるだけ早く温度を低下させているか。	作業指示には適切な冷却方法が示されていないと認められる。検査に備えて温度記録を準備しておかなければならない。	M
CoC 11.1.3	氷が生産物に触れる場合、氷は適用される法的要求に基づいて飲用水から作られ、衛生的な容器で運搬されたか。	氷の供給、氷を作る水の水質の検証、氷の運搬記録をつけないと認められる。	M
CoC 11.2	養殖魚のラベリングとトレーサビリティ		
CoC 11.2.1	加工ラインまでの養殖魚のトレーサビリティを維持しているか。	養殖場は、検査に備え全ての在庫についての記録を準備しておかなければならない。適用除外禁止。	M
CoC 11.2.2	魚の 1 バッチのトレーサビリティは、梱包ケースから種親にまでさかのぼることが可能か。	ライフサイクルを通じたトレーサビリティ記録により、全ての入手元と動きをトレース可能とし、検査に備えて準備しておかなければならない。適用除外禁止。	M

N°	管理点	適合基準	レベル
COC 12	捕獲後作業 (水産養殖のみ)		
	<i>捕獲後作業 (12 節は水産養殖のみ適用)</i>		
CoC 12.1	魚の処理前の活魚運搬船等の貯魚施設における魚の福祉		
	<i>魚の福祉に関する問題を防ぎ、品質を維持するため、魚の処理直前のストレスを減らす</i>		
CoC 12.1.1	養殖用の魚を受け入れる人全員が魚の福祉と活魚貯魚システムの運用について訓練を受けているか。	担当者はインタビューで力量を示せなければならない。仕事や職務を与えられた担当者一人一人の訓練記録と証明書の評価を行わなければならない。	M
CoC 12.1.2	捕獲点への移送前に定期的に魚の状態を監視しているか。魚への不要なストレスは避けられているか。	監視記録を評価しなければならない。	M
CoC 12.1.3	貯魚エリアの酸素濃度を管理し、記録しているか。	酸素濃度管理についての文書化された記録が現場にある。	m
CoC 12.1.4	活魚運搬船等の貯魚施設が、血の混じった水や工場排水、海上交通の流出物または排出物で汚染されていないか。	活魚運搬船を含む貯魚施設は汚染されてはならない。血の混じった水や排水処理の記録をつけ、回収施設の評価を実施しなければならない。環境リスク評価 (AB 10.1.4 を参照) では、貯魚施設の燃料漏出しリスクも評価しなければならない。	M
CoC 12.2	魚の処理前の活魚運搬船を含む貯魚施設における死亡率		
CoC 12.2.1	組織には、死亡率の傾向を監視し、記録する計画があるか。	サイトの計画と記録を評価しなければならない。	m
CoC 12.2.2	大規模な魚の死亡の法的処理について、深刻な病気の発現または大量死が発生した場合の危機管理計画または行動計画があるか。	危機管理計画または行動計画は評価を行い、法的要求事項がある場合はそれらに準拠しなければならない。担当者はインタビュー時に認識があることを示さなければならない。	m
CoC 12.2.3	貯魚区域からの移動時の死亡数を記録し、死亡の理由が分かる場合はそれらが記録されているか。	死亡理由の評価を行わなければならない。	m
CoC 12.3	脱出と在来種		
CoC 12.3.1	養殖魚が現地の水路に脱出することがないように、また、在来種が貯魚区域に入ることがないようにするための効果的な方法があるか。	過去 12 カ月に脱出した魚についての危機管理計画と記録、脱出が全て当局に報告されているかの確認について評価を行わなければならない。	M

N°	管理点	適合基準	レベル
CoC 12.4	気絶・血抜き		
CoC 12.4.1	用いられている処理方法は VHP に明記され、魚の福祉を考慮したものであるか。	用いられている処理方法は VHP に明記され、魚の福祉を考慮したものである。	M
CoC 12.4.2	気絶・血抜き（用いられる場合）の方法は法に適合しているか。	気絶・血抜き（用いられる場合）の方法は法に適合している。	M
CoC 12.4.3	捕獲担当者は、処理プロセスに関連する魚の福祉に関するトレーニング、特に気絶・血抜き（用いられる場合）の技術に関するトレーニングを受けたか。	処理プロセスに関連する魚の福祉に関するトレーニング、特に気絶・血抜き（用いられる場合）の技術に関するトレーニングの記録がある。	M
CoC 12.4.4	血抜き前に魚を効率的に気絶させているか。	魚を気絶させる際は効率的な方法で即座に行う。監視手順が存在していなければならない。効率的な自動化技術が利用できる場合は、衝撃による気絶もしくは電気ショック、またはその両方を用いなければならない。	M
CoC 12.4.5	魚を血抜きした時、それは気絶した直後であったか。監視手順があり、血抜きは有効であったか。	魚は気絶後直ちに血抜きし、血抜きで死亡する間意識はない。蘇生する兆しを見せる魚がないことを検証する監視手順が存在していなければならない。	M
CoC 12.5	血の混じった水		
CoC 12.5.1	血の混じった排水は、処理前に集めて処理し、動物や環境への脅威は生じていないか。	血の混じった水は全て隔離した後に処理を行う。処理の際は、動物や環境に脅威を与えてはならない。収集と処理の記録を確認する。	M
CoC 12.6	浄化		
CoC 12.6.1	消費者に直接供給される二枚貝は浄化されているか。	人間による消費のために直接供給される二枚貝を生産する養殖場は、法の要求または業界基準に基づき、コーデックス規格の要求に従って浄化を行う。浄化がうまくいった場合の浄化時間とパラメータ計測の記録をつけなければならない。	M

別紙 I. CoC 6.3 に関する CoC CPCC ガイダンス（規範）

認証品の販売に関する取引文書（売上請求書、その他売上に関するもの、発送文書等）には、「CoC」の後に、加工・流通過程の管理認証保持者の CoC 番号および当該生産物の GLOBALG.A.P. 認証ステータスに関する記述が含まれていなければならない。取引文書に識別があるだけでよい。非認証品の取引文書には、CoC 番号や認証品と記載してはならない。

単一原材料生産品および全て（100%）認証品を用いた複数原材料生産品の取引文書には以下のものを含める。

- CoC 認証事業者の CoC 番号
- GLOBALG.A.P. 認証品であることについての表示
- 単一原材料または複数原材料生産品の名前

（例：“CoC_12345678901234_GLOBALG.A.P._certified_apple_mix”）

原材料の全てが GLOBALG.A.P. 認証品ではない複数原材料生産品の取引文書には以下のものを含める。

- CoC 認証事業者の CoC 番号
- GLOBALG.A.P. 認証品が含まれていることについての表示
- 複数原材料生産品の名前または認証原材料のリスト

（例：“CoC_12345678901234_shrimp_salad_contains_GLOBALG.A.P._certified_shrimp”）。

事業者が既に独自の GLN（Global Location Number）を保有している場合、CoC 番号に取って替わるものとし、CoC 番号の別名として使用する。